

議第 25 号から 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する 議第 31 号まで 省令等に係る条例の整備について

1 改正の経緯

児童福祉施設の人員，設備，運営等に関する基準等については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。この度，国の基準を定めた関係省令等（以下「関係省令等」といいます。）について所要の改正が行われたことに伴い，関係条例の整備を行うものです。

2 整備をする条例

- (1) 議第 25 号 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 2 年呉市条例第 5 号）
- (2) 議第 26 号 呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 30 号）
- (3) 議第 27 号 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 31 号）
- (4) 議第 28 号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 32 号）
- (5) 議第 29 号 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 29 号）
- (6) 議第 30 号 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 30 号）
- (7) 議第 31 号 呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年呉市条例第 3 号）

3 主な改正の内容

この度の関係省令等の主な改正内容及びこれに伴い改正が必要となる条例（以下「改正対象条例」といいます。）は，次のとおりです。

(1) 児童の安全の確保に関する計画の策定等（従うべき基準）

児童福祉施設（助産施設を除きます。）において児童の安全の確保を図るため，安全計画を策定すること等が義務付けられました。また，児童福祉施設に含まれない家庭的保育事業所等，障害児通所支援事業所及び放課後児童健全育成事業所についても，同様に安全計画を策定すること等が義務付けられました。なお，既に保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）などにより一定の安全に関する取組が義務付けられている保育所等以外の児童福祉施設等については，一定期間安全計画の策定等を努力義務とする経過措置が設けられています。

【改正対象条例】

議第 25 号（第 41 条の 2），議第 26 号（第 6 条の 2），議第 27 号（第 7 条の 2），議第 29 号（第 6 条の 2）

(2) インクルーシブ保育（従うべき基準・参酌すべき基準）

児童福祉施設等が他の社会福祉施設を併設している場合、各施設に特有の設備や入所している者の保護に直接従事する職員については、併設する施設の設備や職員を兼ねることができないこととされていますが、保育所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むように、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所及び家庭的保育事業所等については他の社会福祉施設を併設する際に、特有の設備や専従の人員についても共用できることとされました。

また、保育所等に入所している児童と児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない限り、障害児の支援に直接従事する職員については、保育所等の児童への支援もできることとされました。

【改正対象条例】

議第25号（第6条第9項、第7条第9項、第60条第3項及び第68条第4項）、議第27号（第10条）、議第29号（第9条）、議第30号（第14条第2項）

(3) 業務継続計画の策定等（参酌すべき基準）

放課後児童健全育成事業者等は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な支援が継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練の実施等が努力義務とされました。

【改正対象条例】

議第26号（第12条の2及び第13条第2項）、議第27号（第14条第2項）、議第29号（第11条の2及び第13条第2項）、議第30号（第14条第1項）

(4) 保育所における保健師等の雇用に当たっての乳児の在籍人数要件の撤廃（参酌すべき基準）

乳児4人以上を入所させる保育所について、保健師等を1人に限り保育士とみなすことができることとされていますが、保育士と合同で保育に当たること及び当該保健師等が乳児保育に関する知識と経験を有する者であることの二つの要件を満たす場合には、乳児の在籍人数要件が撤廃されることとなりました。

【改正対象条例】

議第29号（付則第4条）、議第30号（付則第8条及び付則第9条）、議第31号（付則第6項）

(5) 送迎等に当たっての安全管理の徹底（従うべき基準・参酌すべき基準）

ア 所在の確認

指定児童発達支援事業者等は、児童の施設外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことが義務付けられました。

イ 安全装置の装備

保育所、家庭的保育事業者等及び指定児童発達支援事業者は、児童の送迎

を目的とした自動車（安全装置を装備しなくても確実に児童の所在確認が行われると考えられる座席が2列以下の自動車等を除きます。）を運行するときは、ブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備えることが義務付けられました。

【改正対象条例】

議第25号（第41条の3）、議第26号（第6条の3）、議第27号（第7条の3）、議第29号（第6条の3）、議第31号（第15条第6項及び第7項）

(6) 児童福祉施設等における懲戒権に関する規定の削除（従うべき基準）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、児童福祉施設等における懲戒権に関する規定が削除されました。

【改正対象条例】

議第25号（第47条）、議第27号（第13条）、議第28号（第26条）、議第29号（第12条）、議第30号（第14条）

【用語解説】

通所支援	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援を利用することにより、日常生活の基本的な動作や社会との交流の促進やその他障害児に必要な支援を行います。
家庭的保育事業等	保育所より少人数の単位で、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした保育事業です。
放課後児童健全育成事業	保護者等が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供する事業です。
特定教育・保育施設	市が施設型給付費（認定こども園・幼稚園・保育所に対する財政措置で、市から施設に支給される運営費）の支給に係る施設として確認する認定こども園・幼稚園・保育所をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園は含まれません。
特定地域型保育事業	市が地域型保育給付費（地域型保育事業である小規模保育事業・事業所内保育事業等に対する財政措置で、市から事業に支給される運営費）に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業です。

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・ **参酌すべき基準**

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準を定めるべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

5 施行期日

令和5年4月1日（一部については公布の日）